

「予防接種健康被害救済制度申請に必要なカルテの保存期間を 5 年以上に延長し申請者に寄り添った対応を求める」について

請 願 者



紹 介 議 員 下奥奈歩、末永けい、

(要旨) 新型コロナウチンを接種し、健康被害を受けた人が救済を受けるための制度「予防接種健康被害救済制度」は、大変複雑な制度であり、申請には多くの資料を申請者自身が用意しなければなりません。

申請において必須とされている資料の一つが、医療機関が作成したカルテ(診療録)の写しです。しかし、このカルテの法定保存期間が、現行の法令上では診療が完結した日から 5 年と定められており、医療機関はこの期間を経過すると法的に保存義務がなくなってしまう。

新型コロナウチン接種後に健康被害が生じた場合、症状発現や後遺症・体調不良が長期化するケースもあり、救済申請のためのカルテ写しが必要となる時期が、診療終了から 5 年を超える場合もあります。しかし、カルテの保存期間が 5 年であるため、申請のタイミングによっては必要な情報が既に破棄されてしまい、申請すらできなくなる恐れがあるという深刻な問題が生じています。

このように、本来救済を求めるべき人たちが、制度の複雑さや資料の準備負担の大きさ、そしてカルテの法定保存期間の制限により、申請を断念せざるを得ない状況が発生していることは看過できません。

また、令和 6 (2025) 年 12 月には大阪府議会が、ウチン接種開始から 5 年が経過するにあたり、カルテ保存期間の延長を国に求める意見書を全会一致で可決しています。これも、現行制度では救済申請に必要な資料が失われる危険性が高いという現実を示しています。

この請願は、当事者やその家族が申請を断念せず、きちんと救済を受けられる制度となるよう、行政としての対応を求めるものです。どうか被害者に寄り添い、制度の課題を広く周知し、必要な議論を進めていただきたいと思います。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 予防接種健康被害救済制度の申請に必要なカルテの法定保存期間 5 年のために、申請できなくなる人が発生しないよう、方策を検討する事。
- 2 コロナウチン接種後、健康被害を受けた被害者の声・実状を直接聞き、寄り添う機会を設ける事。